

正誤表

『【全訂五版】ワークシート方式による 公益法人等、国・地方公共団体の消費税』（令5年6月20日刊行）の記述に誤りがありましたので、お詫びの上、以下のように訂正させていただきます。

税務研究会出版局

頁	誤	正
123 頁 【図表 1 - 55】の表中 「売上に係る消費税計算方法」	<u>積上計算</u> （例外）	<u>請求書等積上計算</u> (例外)
	割戻計算と <u>積上計算</u> の併用	割戻計算と <u>請求書等積上計算</u> の併用
123 頁 【図表 1 - 55】の表中 「仕入に係る消費税計算方法」	<u>積上計算</u>	<u>請求書等積上計算</u>
132 頁 下から 4 行 目～2 行目	…消費税分 10,000 円×10%×80% = <u>800 円</u> を…（中略）… <u>適格請求書</u> 等保存方式適用前と <u>変わらず</u> 、免税 事業者…	…消費税分 10,000 円×10%×80% = <u>784 円</u> を…（中略）… <u>適格請求書</u> 等保存方式適用前と <u>比べ 16 円増加</u> しますが <u>それほど変わらず</u> 、免税事 業者…
181 頁 下から 6 行 目	…が、資産の譲渡等であり、かつ、 <u>課税資産の譲渡等に該当する</u> からで す。	…が、資産の譲渡等であるからです。
346 頁 【資料 1】 の表中No.② の「内容」 欄	<u>【資料 4】</u>	削除

346 頁 【資料 1】 の表中No.③ の「内容」 欄	<u>【資料 3】</u>	削除
357 頁 表中No.②の 「内容」欄	課税売上にのみ要する <u>もの</u>	課税売上にのみ要する <u>課税仕入れ等 の額</u>
357 頁 表中No.③の 「内容」欄	非課税売上にのみ要する <u>もの</u>	非課税売上にのみ要する <u>課税仕入れ 等の額</u>
357 頁 表中No.④の 「内容」欄	課税・非課税売上に共通して要する <u>もの</u>	課税・非課税売上に共通して要する <u>課税仕入れ等の額</u>
357 頁 表中No.⑫の 「内容」欄	課税・非課税売上共通に <u>要する控除 仕入税額</u>	課税・非課税売上 <u>に共通して要する 課税仕入れ税額</u>
362 頁 表中	<u>【償還台帳】</u>	<u>(資料 6)</u>
392 頁 様式 3	(2) <u>他会計負担等の使途</u> について	(2) <u>他会計負担金等の使途</u> について
476 頁 表中「障害 者総合支援 法」	…又は福祉ホームを経営する事業	…又は福祉ホームを経営する事業 <u>(障害者相談支援事業、住宅入居等 支援事業、基幹相談支援センターを 運営する事業及び障害児等療育支援 事業を除く。)</u>

(アンダーラインの付いているところが訂正箇所です)

(令和 7 年 7 月 22 日現在)